

土地・家屋の課税台帳や縦覧帳簿を ご覧になれます

固定資産税の閲覧・縦覧

期間及び時間

四月一日(金)～六月三十日
(木)八時三十分～十七時

※土・日曜、祝祭日を除く

場所

佐伯市役所本庁の税務課
固定資産一・二係(本庁舎二階 二番窓口)または、各振興局の総務室税務係

※今年度中、各振興局で閲覧・縦覧できるのは、旧町村分のみです。

【閲覧や縦覧できるもの】

①土地・家屋課税台帳(名寄帳)

○閲覧できる人

・納税義務者(本人以外が閲覧する場合は、本人の承諾書が必要です)。
・借地人、借家人等(賃借権等の権利を有する土地・家屋の閲覧ができます)。

○閲覧方法

・納税義務者には、名寄帳の写しを交付します。期間中に限り、名寄帳の写しの手数料は無料です。
・借地人・借家人等は、権利を有する土地、家屋のみ

を閲覧していただきます。

・新年度分は、四月一日(金)以降に閲覧できます。

○閲覧申請に必要なもの

・納税通知書、課税明細書、または運転免許証等、本人の確認ができるもの
・認印鑑(法人の場合は、会社印か会社印等が押された委任状)

・借地人や借家人等は、賃貸借契約書の写し等が必要で

②土地・家屋縦覧帳簿

○縦覧できる人

・納税義務者(本人以外が縦覧する場合は、本人の承諾書が必要です)。
※土地または家屋のどちらか一方の固定資産税を納めている人は、納めている方の台帳を縦覧できます。

また、資産を持っていても免税点未満の場合は縦覧できません。

○縦覧方法

縦覧帳簿のコピーはできません。必要事項はメモを取ってください。

○縦覧申請に必要なもの

・納税通知書、課税明細書、または運転免許証等、本人の確認ができるもの

・認印鑑(法人の場合は、会社印か会社印等が押された委任状)。

○縦覧帳簿の記載内容
・土地：所在地番、地目、地積、評価額
・家屋：所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

※縦覧帳簿には、個人情報保護のため所有者名・納税義務者名は記載していません。

※詳しくは、本庁固定資産係一・二または各振興局総務室税務係へお問い合わせください。

▽問い合わせ：
本庁税務課固定資産一・二係
(☎22)3174

上浦振興局 (☎32)3111

弥生振興局 (☎46)1111

本匠振興局 (☎56)5111

宇目振興局 (☎52)1111

直川振興局 (☎58)2111

鶴見振興局 (☎33)1111

米水津振興局 (☎35)6111

蒲江振興局 (☎42)1111

介護保険料についてのお知らせ

今年度に限り、介護保険料は、合併前の旧市町村の基準が適用されます。つまり、平成十七年四月一日に住民票のある旧市町村の基準に従い、所得段階に応じて介護保険料が決まります。なお、平成十八年度からは、基準が統一されます。

納付方法は、年金から天引きする特別徴収と、納付書等で納付する普通徴収とがあります。

○特別徴収

四月初旬にお送りする介護保険料特別徴収仮徴収額通知書で、四月・六月・八月の特別徴収額をお知らせします。金額は、二月に天引きされた額と同額です。

○普通徴収

六月中旬に、普通徴収の介護保険料納入通知書(普通徴収決定通知書)と納付書をお送りします。この納付書を利用して、六月から来年三月まで、保険料を納めてください。

また、十月以降の保険料は、介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書で九月下旬までにお知らせします。

税務課の各種証明について

■固定資産記載事項(評価・公課)証明

平成十七年度の証明書は、四月一日(金)から発行します。

※固定資産税額証明は、固定資産公課証明に統一します。

所有者本人(所有者が死亡している場合は、その相続人)以外の人が、証明書を請求する場合は、所有者もしくは相続人からの承諾書が必要です。

■所得証明、所得・税額証明

平成十七年度(平成十八年中)の証明書は、六月一日(水)から発行します。

○証明書の発行窓口

本庁税務課税制係(本庁舎1階5番窓口)または各振興局総務室税務係

▽問い合わせ：本庁税務課税制係(☎22)3111 内線212・217) または各振興局総務室税務係